

企業所得税法の改正

ベトナム

ベトナムでは、社会主義国家体制を基本としながら、中国と同様に市場経済を取り入れてきました。そして、2007年1月11日にはWTO正式加盟を果たし、国内市場を開放して国際貿易のルールに則った改革を進めています。税法も順次改正されて、2009年1月1日からは、個人所得税法・企業所得税法・付加価値税法の3つの改正法が、同時に発効されることとなります。ここでは、その内、2008年6月3日に第7回国会において成立した企業所得税法（以下「新企業所得税法」という。）の要点をご紹介します。

（改正個人所得税法の詳細は、Seiwa Global News Vol.2 をご参照ください。）

1. 課税対象

現行法において個人事業及び家族経営又は生産事業の所得も企業所得税法の対象として課税されています。しかし、新企業所得税法では、経営・生産等から所得がある法人若しくは企業のみが対象として課税されます。

個人事業・家族経営又は生産事業の所得は、新企業所得税法の対象外となります。

2. 税率

新企業所得税法では、原則として税率は28%から25%に減税されます。さらに、例外として軽減税率の適用や免税など「優遇税制」の規定があります。

(1) 軽減税率の適用

①10%の軽減税率；15年間適用

極端な貧困地域で投資した新規設立企業及び一定の重要事業を行っている企業

②20%の軽減税率；10年間適用

貧困地域で投資した新規設立企業

③10%の軽減税率；無期限に適用

教育及びトレーニング・専門学校・医療・文化・体育若しくは環境関係事業を行っている企業

④20%の軽減税率；無期限に適用

農業業務関連の組合・民間信用機関

(2) 免税及び軽減税率の適用（新規設立企業）

①最大限4年間の免税（後9年間50%減税）

極端な貧困地域で投資した新規設立企業、経済発展区・ハイテク加工区で設立したハイ

テク関連の新規設立企業・科学研究及び工芸発展関連の新規設立企業、政府において重要な経済基盤を作る新規設立企業、ソフトを作る新規設立企業、教育及びトレーニング・専門学校・医療・文化・体育及び環境関連事業を行う新規設立企業

②最大限2年間免税（後4年間50%減税）

貧困地域で投資した新規設立企業

※免税と減税の期間は企業の所得が発生する納税年度から計算することになっています。

3. 損金算入規定

(1) 広告宣伝費用

広告費・販売促進費用は、10%が損金算入上限額となっていますが、新規設立企業については、設立当初の3年間は15%まで損金算入が認められることとなります。

(2) 従業員へ支払われる費用

①深夜残業の食事手当及びユニフォーム手当

上限が引き上げられます。

②給料・賃金及び従業員に支払われる他の費用

これらの費用が実際に支払われ、法的な書類により明記されていることを条件に、損金算入可能かどうか判断されることとなります。

★★本ニュースは関連法を参考にまとめていますが、法律・政令の解釈等は変更されることがあり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新の法律・政令原典を確認ください。

（ベトナム成和ビジネスマネジメント—VSBM）

Seiwa Global News は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 岐阜事務所 渡辺会計事務所 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング (SBC-Seiwa Business Consulting)

岐阜県岐阜市菅生2-3-19 Tel 058-295-7077 Fax 058-295-7078

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング (SSBC-Shanghai Seiwa Business Consulting)

上海市長寧区長寧路855号亨通国際大廈12楼 Tel +86-21-5237-6737 Fax +86-21-5238-2779

■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント (VSBM-Vietnam Seiwa Business Management)

No.81/6/16, Thu Khoa Huan St., P. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel +84-8-246-0868